

「常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画（案）」の概要

1 計画策定の背景

急速な少子化の進行や家庭・地域の子育てをめぐる社会環境の変化が指摘されています。このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと国は、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども子育て関連3法を成立させました。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的にスタートするにあたり、市では質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るため「常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制の確保などの内容とその時期を定めることで保育・教育事業に対するニーズに応じていくための体制づくりを進めていきます。

2 計画の位置付け

・計画の法的根拠

この計画は子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。また、この計画には、改正次世代育成支援対策推進法第8条で市町村の努力規定と定められている「市町村行動計画(次世代育成支援行動計画)」を含んでいます。

・常陸大宮市総合計画との関係

この計画は、常陸大宮市総合計画の分野別個別計画に位置付け、整合性を図っていきます。

・各種個別福祉関連計画との関係

子ども・子育て支援法をはじめとする関連の法律、茨城県子ども・子育て支援事業計画、市の関連計画・関連分野との整合と連動を図っていきます。

・計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間です。

3 計画の目標と支援策の展開

目 標 1 「子育てをまち全体で支える体制をつくる」

基本施策 1 地域における子育て支援

個別施策

- ①地域における子育て支援サービスの充実 ②保育サービスの充実
③子育て支援情報の提供とネットワークづくり ④児童・生徒の健全育成

基本施策 2

個別施策

- 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進
①児童虐待防止対策の充実 ②ひとり親家庭の自立支援の推進 ③障害児施策の充実

目 標 2 「安心して子どもを産み育てられるまちをつくる」

基本施策 1 職業生活と家庭生活との両立の推進

個別施策

- ①仕事と子育ての両立の推進

基本施策 2

個別施策

- 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
①子どもの生きる力の育成に向けた教育内容の充実
②家庭や地域の教育力の向上 ③子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本施策 3

個別施策

- 子育てを支援する生活環境整備、子ども等の安全の確保
①良好な居住環境・住宅の確保
②安全な道路交通環境の整備や子どもの交通安全の確保
③安心して外出できる環境の整備
④子どもが犯罪の被害に遭わない安全・安心まちづくりの推進

目 標 3 「子どもを慈しむまちをつくる」

基本施策 1 母親及び乳幼児等の健康の確保及び増進

個別施策

- ①子どもや母親の健康の確保 ②食育の推進 ③小児医療の充実

基本施策 2

個別施策

- 新しく親となる世代の育み
①思春期保健対策の充実 ②次代の親の育成

4 計画の進行管理と評価体制

この計画の推進にあたっては、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園などの子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

この計画の進捗状況の管理にあたっては、施策の実施状況等について各年度において点検・評価を実施します。この計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。